

事業所  
セミナー

# インボイス制度 基本と実務対応

免税事業者は新たな税負担が発生するかも！？

23年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されようとしています。

インボイス制度が導入されると、仕入税額控除が受けられる適格請求書等の発行は、税務署に適格請求書発行事業者の登録を行ない、登録番号を交付された事業者に限られます。また登録は消費税の課税事業者でなければできません。

そのため、免税事業者は取引相手の課税事業者から「課税事業者になるか、取り引きを終了するか」を求められる可能性があり、事業所に大きな影響が出ることは必至です。今回、標記のセミナーを開催しますので、是非ご参加ください。

日時：1月30日（月）午後7時～午後8時30分

場所：大田支部会館4階

講師：税理士法人 第一経理 松本竜士 税理士

参加費  
無料

申込：事前申込（先着順）  
大田支部窓口もしくはFAXでお申込みください。

締切：1月23日（月）

定員：30人



申込用紙（大田支部FAX：3735-1537）

分会	氏名	電話番号

お問い合わせ

東京土建大田支部

TEL:03-3731-5527